



## 土壌汚染対策法に基づく手続きの未届事案について

安芸高田市発注の工事において、土壌汚染対策法に基づく手続きを行っていなかった。

※法第4条第1項に基づく届出

- ・3,000 m<sup>2</sup>以上の土地の形質変更を行う者は、県知事への届出が必要。
- ・汚染の恐れがある場合は、県知事から調査命令がある。

### 1. 経緯

平成22年4月1日 改正土壌汚染対策法施行  
令和2年11月6日 新聞報道を受け調査開始

### 2. 未届けの件数

25件 2010年度（平成22年度）～2020年度（令和2年度）

|         |    |         |     |
|---------|----|---------|-----|
| ①道路改良事業 | 5件 | ④上下水道事業 | 5件  |
| ②林道事業   | 3件 | ⑤施設整備事業 | 8件  |
| ③ほ場整備事業 | 4件 | 合計      | 25件 |

### 3. 原因

届出の必要性について認識がなかった。また、市環境部局との連携が不足していた。

### 4. 今後の対応

- (1)未届けを確認した事業について、早期に届出を完了する。
- (2)公共工事を行う部局に対して、再度周知を徹底する。
- (3)再発防止の徹底に努める。

#### 【市長コメント】

今回の事案に関して、市として深くお詫び申し上げます。  
法令違反の事実を重く受け止め、再発防止に取り組んで参ります。

#### 【情報提供】

|               |       |    |                    |          |
|---------------|-------|----|--------------------|----------|
| 土壌汚染対策法に関すること | 市民部   | 宮本 | TEL (0826) 42-5614 | (内線 100) |
| 未届事案に関すること    | 建設部   | 平野 | TEL (0826) 47-1201 | (内線 300) |
|               | 産業振興部 | 重永 | TEL (0826) 47-4021 | (内線 200) |
|               | 企画振興部 | 猪掛 | TEL (0826) 42-2124 | (内線 440) |
|               | 福祉保健部 | 大田 | TEL (0826) 42-5615 | (内線 130) |